

第28号議案

中間市市民の生命を守る地域づくり条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年6月14日提出

中間市長 福田 浩

中間市市民の生命を守る地域づくり条例

中間市は、「元気な風が吹くまち なかま ～市民の元気がまちの元気～」という目標を掲げ、市民の元気を原動力として、市政を行っている。

しかしながら、昨今、少子高齢化や核家族化の進展、都市化によるライフスタイルの複雑化に伴い、近所付き合いに代表される地域における結びつきが従来よりも弱まったことにより、地域の中で孤立し、救いを求める声を上げることもできず、また、周囲も気づくことができないまま、尊い生命が失われる現状がある。

また、市内保育所の送迎バス内で起きた悲惨な事件は、生命の尊さについて、我々に改めて認識させる契機となるものであった。

係る事情の下、多様なライフスタイルに対応し、孤立しがちな生活をしている人や世帯を孤立させることがないような、また、全ての市民について、その生命が尊重されるような取組を進めていくことが不可欠である。

ここに、中間市に関わる全ての人々が主体となって、協働の原則にのっとり、市民の生命を守るため、地域における結びつきを強める「市民の生命を守る地域づくり」を推進するとともに、生命の尊さについての認識を深めることを目指し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、市民の生命を守る地域づくりを推進するとともに、生命の尊さについての認識を深めることにより、市民が不条理に生命を落とすことが二度と発生しないようにすることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 中間市内に居住し、市内に通い、又は市内で事業活動を行う個人をいう。
- (2) 事業者等 中間市内で事業活動を行う企業、法人その他の団体をいう。
- (3) 市職員 特別職と一般職との別を問わず、中間市の職員である者をいう。

(協働の原則)

第3条 市民の生命を守る地域づくりは、市民、事業者等、中間市、市議会、市長及び市職員がそれぞれの役割と責務を認識し、協働して、これを推進するものとする。

(市民の役割と責務)

第4条 市民は、相互にその生命の尊さを認識し、何らかの支援が必要と思われる事象を覚知したとき、又は自らが支援を必要とするときは、直ちに中間市にその旨を知らせるよう努めるものとする。

(事業者の役割と責務)

第5条 事業者は、何らかの支援が必要と思われる市民を覚知したときは、直ちに中間市にその旨を知らせるよう努めるものとする。

(中間市の役割と責務)

第6条 中間市は、地方公共団体として地方自治の本旨に基づいて行政執行を行う権能を有し、その義務を負うことを認識し、かつ、組織として一体的に市民の生命の尊さを認識す

るとともに、市民の生命を守る地域づくりの推進に努めるものとする。

(市議会の役割と責務)

第7条 市議会は、議事機関として中間市の行政執行を監視する権能を有し、その義務を負う機関であることを認識し、かつ、市民の生命の尊さを認識するとともに、市民の生命を守る地域づくりの推進に努めるものとする。

(市長の役割と責務)

第8条 市長は、中間市の統括代表権者として統率力及び発信力を発揮し、市民の生命の尊さを認識するとともに、市民の生命を守る地域づくりの推進に必要な施策を講じるものとする。

(市職員の役割と責務)

第9条 市職員は、全体の奉仕者として市民等との信頼関係を構築し、市民の生命の尊さを認識するとともに、市民の生命を守る地域づくりの推進に向け、その職責及び権能に応じ、誠実に職務を遂行するものとする。

(事業の実施)

第10条 中間市は、この条例の目的を達するため、全ての市民の生命を尊重し、生命の尊さについて認識を深めるとともに、市民の生命を守る地域づくりを推進するための事業を実施する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。